



弁護士法人常磐法律事務所 顧問弁護士契約料金

顧問料：税込 55,000～円／月

顧問料に含まれるサービス

(但し、以下①～④の業務については1ヶ月の稼働時間を概ね5時間を目安とします)

- ① 法律相談業務：対面、セールスフォース、電話、メール等による法律相談
- ② 定型的な契約書のチェック：売買契約書、賃貸借契約書、雇用契約書、その他定型的な契約書のチェック業務
- ③ 当事務所を代理人として明記しない（顧問先様名義による）定型的な内容証明郵便の作成業務
- ④ 顧問先様の式典等への出席
- ⑤ 顧問契約締結から半年以上が経過した後、顧問先様を被告とする裁判が起こされ、その事件を着手・報酬方制で当事務所に依頼する場合の着手金

※上記以外の調査や回答、対応に時間や費用がかかるものにつき、協議の上、別途費用が発生いたします

顧問料の範囲外の業務はタイムチャージ、着手・報酬制で受任します

(別途委任契約を締結させていただく必要があります)

対外的に当事務所が顧問先様の代理人であることを明示して行う一切の業務（例えば、未払い売掛金等の請求のための内容証明郵便の送付、その後の相手方との交渉対応、裁判対応業務、その他官公庁や相手方との協議等）はタイムチャージもしくは着手・報酬制からお選びいただけます。

タイムチャージ制

少額の案件でも、タイムチャージによる対応が可能となります。通常の下弁護士費用の 30%OFF (アソシエイト下弁護士：27,500 円→**19,250 円**、パートナー下弁護士 33,000～55,000 円→**23,100～38,500 円** 全て税込) で対応いたします。業務内容と要した時間を計上し、月一度または概ね 10 万円を超えた段階でご請求させていただきます。

着手・報酬制

顧問先様を当事者とする事案に限り、通常の下弁護士費用の 30%OFF で対応いたします。但し、前記のとおり、顧問契約締結から半年以上が経過した後、顧問先様を被告とする裁判が起こされ、その事件を着手・報酬制で依頼する場合、着手金は無料となりますが、報酬金は通常の下 30%OFF でご案内いたします。